

障害者控除の内容

区分	障害者控除	特別障害者控除
障害理由	①身体障害者(3～6級)に準ずる ②知的障害者(軽度・中度)に準ずる	①身体障害者(1～2級)に準ずる ②知的障害者(重度)に準ずる ③寝たきり高齢者など
控除額	所得税:27万円 町県民税:26万円	所得税:40万円 町県民税:30万

※障害者手帳などで障害者控除を受けている方、本人または扶養者が非課税で申告する必要のない方は認定書は必要ありません。